

番号	質問	回答
1	<p>「国、地方公共団体又は民間が建設した道内のコミュニティセンター若しくはこれに類似する施設」について、民間が建設した以下の施設は、「類似する施設」に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途：寺院会館（多目的ホールおよび会議室を備えた施設） ・延床面積：約 500 m² ・主要諸室：最大 100 名収容の大広間（集会機能）、会議室（複数）、事務室、厨房、多目的トイレなど <p>当該施設は、建築基準法上の用途は「寺院」ですが、実態としては地域住民へ開放された集会・活動拠点として機能する空間構成を有しております。100 名規模の利用に伴う避難・動線計画、およびバリアフリーへの対応等、設計上の技術的要件はコミュニティセンターと同等であると考えております。</p>	<p>ご質問の寺院会館については、施設概要を鑑み、集会所に類似する施設であると判断し、「コミュニティセンター若しくはこれに類似する施設」に該当するものとします。</p>
2	<p>管理技術者及び各主任技術者の「コミュニティセンター若しくはこれに類似する施設等の設計について知識と経験を有する者」の実績については、道内に限らないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>説明書「10 参加表明書の作成要領 （4）追加様式3、追加様式4 イ」の表において、「同種又は類似の業務」の定義は、「（3）追加様式2のアと同様とし、」としており、当該項目において、「道内のコミュニティセンター若しくはこれに類似する施設」としていることから、道内の施設に限るものとします。</p>
3	<p>管理技術者及び、各主任技術者の経歴等について「業務の実績（最新のものを5つまで記載）」とありますが、最新の業務から順に記載した結果、類似施設の設計実績が記載順位（5 件以内）に含まれない場合、「最新のもの」よりも「類似施設の実績」を優先して記載することは認められますでしょうか。</p> <p>または、最新の 5 件とは別に、類似施設の実績を補足として記載することは可能でしょうか。</p>	<p>管理技術者及び各主任技術者の経歴等については、説明書「10 参加表明書の作成要領 （4）追加様式3、追加様式4 イ」において、「記載する件数は最大5件までとし、同種又は類似業務の実績が5件に満たない場合は、実績のある同種又は類似業務のみを記載して後は空欄とする。」としていることから、同種又は類似施設の実績のみを最大5件記載してください。</p>

番号	質問	回答
4	<p>プロポーザル説明書 P7、10 参加表明書の作成要領 (4) イ 「同種又は類似の業務」 の定義に記載している以下の文について</p> <p>「ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。」</p> <p>→ 管理技術者が主任技術者を兼任し、記載する業務実績が重複する場合は、管理技術者、主任技術者、それぞれで実績を有するという事によろしいでしょうか。</p>	<p>管理技術者が主任技術者を兼任する場合であって、記載する業務実績が重複する場合は、それぞれで実績を有するものとみなします。</p>
5	<p>プロポーザル説明書 P10、12 第一次審査（書類審査） (4) 参加表明書評価基準の表について</p> <p>→ 参加表明書評価基準の表においても管理技術者と主任技術者で記載する業務実績が重複する場合はそれぞれ配点対象となりますでしょうか。</p>	<p>管理技術者が主任技術者を兼任する場合であって、記載する業務実績が重複する場合は、どちらか一方の配点となります。</p>
6	<p>プロポーザル説明書 P8、11 参加表明書の提出方法及び提出期限、 (1) イについて</p> <p>→ 建築（構造）主任技術者が参加表明者の単体企業に属しておらず、事業主で「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」がない場合は他にどのような書類が必要でしょうか。</p>	<p>「履歴事項全部証明書」の写しや「開業届の控え」の写しなど、事業主であることを確認できる書類を提出してください。</p> <p>なお、業務の一部を再委託する場合には、追加様式5を併せて提出してください。</p>

(担当課) 仁木町企画課未来創生係

電話：0135-32-3953 FAX：0135-32-2700

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp